

省エネルギーに関する支援制度(平成19年11月現在)

(1)省エネルギーに関する支援

名称	対象	概要	支援者
エネルギー使用合理化事業者支援事業	全業種。ただし、ESCO事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請。	既存の工場、事業所における省エネルギー設備の導入事業 事業者単独事業:1/3 5億円/件 複数事業者連携事業:1/2 15億円/年	NEDO
民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業	地方公共団体、民間団体等(企業、公益法人) 複数の主体が共同して実施する体制であること	民生、運輸部門において、地方公共団体、事業者等が協力して取り組む事業で、省エネルギー手法と設備・機器導入の一体事業であって、新たな省エネルギー対策の提案にも繋がるモデルとなりうる事業。 モデル事業 1/2 1億円/件 FS事業 定額 2千万円/件	NEDO
省エネルギー・新エネルギー対策導入促進事業	大規模工場	大規模工場の計測診断を実施し、省エネルギー技術導入に向けた指導を行う。 全額NEDOが負担	NEDO
地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業	・地方公共団体 ・地方公共団体の出資に係る法人 ・当該事業を実施するもの	①ビジョン策定調査 ビジョン策定のための基礎調査を行い、地域全般にわたる新エネルギー・省エネルギーに係る基本計画および施策の基本的な方向、重点プロジェクトの実行プログラムを作成。 ②重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 上記ビジョンの重点テーマに係る詳細なプロジェクトの検討を行う。 ③事業化フィージビリティスタディ調査 上記ビジョンに基き実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査を行う。 定額	NEDO
新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業	特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、その他の法人格を有する民間団体、又はこれに準ずる団体	営利を目的としない民間団体等が、営利を目的とせずに行う、新エネルギー導入や省エネルギー推進に資する普及啓発活動に要する経費の支援 1/2以内	NEDO
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(住宅に係るもの)	NEDOが指定する高効率システム(空調、給湯、太陽光発電、以下「当該システム」という)を導入する事業者(建築主)	以下の場合、その経費を補助する。 ・新築の場合、当該システムの導入により一次消費エネルギーを15%程度削減できること ・リフォームの場合、一次消費エネルギーを25%程度削減できること ・断熱改修の場合、一次消費エネルギーを25%程度削減できること ・3年間継続してエネルギー使用量の報告並びにアンケート調査に協力 1/3	NEDO
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)	住宅・建築物高効率システム(空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成、以下「当該システム」という)を導入する建築主等、ESCO事業者、リース事業者等	以下の場合、その経費を補助する。 ・新築、増築、改築の場合、当該システムの導入により一次消費エネルギーを15%程度削減できること ・既築の場合、一次消費エネルギーを25%程度削減できること ・エネルギー管理体制、補助事業の遂行能力を有すること ・3年間継続してエネルギー使用量の報告並びにアンケート調査に協力 1/3	NEDO

名称	対象	概要	支援者
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(BEMS導入支援事業)	BEMS(業務用ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入する建築主等、ESCO事業者、エネルギー管理事業者、リース事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・BEMSを既築、新築、増築及び改築の建物に導入 ・BEMSの導入によりエネルギー消費量を削減できること ・設備区分ごとのエネルギー計量ができること ・エネルギー管理体制が整備されていること ・補助事業の遂行体制を有し、3年間継続して報告が可能なこと <p>1/3 上限1億円/件</p>	NEDO
エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業(住宅に係るもの)	既築、新築、増築又は改築の住宅に省エネルギーシステムを導入する事業及び広報普及活動を実施する、エネルギー供給業者及び地方公共団体	<p>「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画」に基き実施される「導入事業」と「広報等事業」に補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NEDOの指定する高効率エネルギーシステム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器又はガスエンジン給湯器及び省エネルギー情報機器の組合せを導入する建築主に対して補助を行う事業 ・1実施地域において50戸以上の住宅に対して実施されるもの <p>導入事業 定額(1/2相当) 広報等事業 定額</p>	NEDO
エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業(建築物に係るもの)	既築、新築、増築又は改築の建築物に省エネルギーシステムを導入する事業及び広報普及活動を実施する、エネルギー供給業者及び地方公共団体	<p>「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画」に基き実施される「導入事業」と「広報等事業」に補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1実施地域において2以上の建築物に対して実施されるもの ・1建築物当り原油換算量で100kℓ/年以上及び10%程度/年以上削減できること <p>導入事業 1/2以内 広報等事業 定額</p>	NEDO
環境と経済の好循環のまちモデル事業	市町村等と連携したまちづくり協議会	<p>全国のモデルとなるような、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって、二酸化炭素の排出削減等を通じた環境保全と雇用創出等による経済活性化を同時に実現する、環境と経済の好循環のまちづくりのため、以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業 事業計画の策定等：大規模事業2百万円程度、小規模事業80万円程度 ・交付金事業 非化石エネルギー等及び省エネルギーに係る設備を設置するものに対してまちづくり協議会が行う助成事業：大規模事業2億円程度、小規模事業4千万円程度 	環境省
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	民間企業、独立行政法人、公益法人等	<p>高効率な廃棄物発電や廃棄物由来のバイオマス発電等の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する民間企業等の事業者に対し、必要な経費の一部を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発電、熱供給等：高効率化に伴う増嵩費用の1/3を限度 ・ゴミ発電ネットワーク等：施設整備費の1/2 	環境省
地方公共団体率先対策補助事業(対策技術率先導入事業)	地方公共団体	<p>地方公共団体の施設へ代替エネルギー設備、省エネルギー設備の整備を行う地方公共団体に対し補助。</p> <p>1/2</p>	環境省
地方公共団体率先対策補助事業(次世代技術普及事業)	地方公共団体	<p>燃料電池自動車、ジメチルエーテル自動車、水素自動車、燃料電池コージェネレーションシステムを率先して導入する自治体に対し補助。</p> <p>1/2</p>	環境省

名称	対象	概要	支援者
公共・公益サービス部門率先対策補助事業	①公共・公益サービス事業を行う民間団体等 ②地方公共団体等の設備にシェアード・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等	①公共・公益サービス事業を行う民間団体等(医療保健、社会福祉の期間等)への率先的な省エネ設備等の導入に対する補助。 1/2 ②地方公共団体等施設のシェアード・エスコ事業を用いた省エネ化に対する補助 1/2	環境省
地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業	民間団体(地域協議会の構成員)	民生部門の温暖化対策に効果のある下記の設備を、地域において集団的に導入推進する地球温暖化対策地域協議会の事業に対し補助。 ・複層ガラス等省エネ資材 ・民生用小型風力発電システム ・家庭用等の小型燃料電池 ・電圧調整装置 1/3	環境省
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	民間団体	自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、省エネ等による二酸化炭素排出抑制設備の導入への補助。 補助事業者は設備を整備し、二酸化炭素排出削減に取り組む、排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出。 1/3	環境省
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	民間団体	ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い下記の事業について、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業(パイロット事業)の事業費に対して補助。 ・ガス圧力エネルギー回収発電事業 ・トラックへの電源供給サービス事業 ・水道圧の減圧を利用した発電事業 1/2	環境省
業務部門二酸化炭素削減モデル事業	民間団体	省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促す。、平成19年度は、スーパーチェーン、テナントビル等(18年度実施の事業者を除く外食産業チェーンを含む)からの提案による事業を実施し、設備導入等の対策事業費の一部を補助。 1/3	環境省
省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業	民間団体	省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に対して補助を行う。 1/3	環境省
街区まるごとCO ₂ 20%削減事業	街区開発を行う民間団体	大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、自治体等の関係者が協調し、二酸化炭素の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合建物で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO ₂ 化する面的対策を行う事業に対して補助。 1/2	環境省
クールシティ中枢街区パイロット事業	民間団体	ヒートアイランド現象の顕著な都市の中核部分のなかでも、注目度の高いと考えられるモデル街区を公募により数カ所選定したうえで、モデル街区内のオフィスビルなど民間の建物や施設において、都市の省CO ₂ 化に資するヒートアイランド対策を集中的に導入する事業に対して補助。 1/2	環境省

名称	対象	概要	支援者
省CO ₂ 型都市づくりのための面的対策推進事業	民間団体	多様な主体が参画する地球温暖化対策地域協議会において、集約型都市構造に向けた二酸化炭素排出量削減シミュレーション及び事業所などが実施する自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策等について、協議を行い、その協議の結果に基づき、民間事業者等が、削減シミュレーションや各事業の実施を行い、その費用について補助。 1/2	環境省
再生可能エネルギー高度導入地域整備事業	民間団体	再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアの二酸化炭素を相当程度(民生部門の10%)削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入する計画として認定し、当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助。 1/2	環境省 経済産業省
環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業	事業者	環境対応型高効率業務用ボイラ等の導入効果を検証するモニター実施者に対して補助対象機器の費用の一部を補助。 モニター実施者は、ボイラ等の設置後3年間、運転状況等の報告義務。	石油連盟
新エネルギー事業者支援対策事業	民間団体等	①10kW以上3,000kW未満の天然ガスコージェネレーション導入費用に対する補助、原油換算50kl/年以上のバイオガスを活用する場合はバイオガス製造設備も補助対象。 1/3以内 上限5億円	資源エネルギー庁
天然ガス型エネルギー面的利用モデル事業	民間団体等	天然ガスコージェネレーションの排熱又は排熱を利用して発生させた冷温熱を複数建物間において利用するシステムのモデル事業に対する補助。 設備費の1/3 上限2億円/件	(中)都市ガス振興センター
エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業	全業種	石炭、石油、灯油を燃料とする設備を天然ガスへ燃料転換した際の設備費に対する補助。 設備費の1/3以内 上限1.8億円/件	(中)都市ガス振興センター
先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業費補助金制度	民間団体等	新設又は既設の工場・事業所における、定格出力が250kW以上の電力貯蔵用二次電池(NAS電池・レドックスフロー電池・鉛蓄電池等)、又は蓄熱式空調システム(セントラル空調方式)の導入事業であって、高い負荷平準化効果が見込まれる需要側設備の導入事業に対する補助。なお、当該システム導入後、事業者自ら普及啓発活動を行うこと、ならびに3年間継続してピークシフト、ピークカット等に関する報告が可能であること。 1/3以内	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター

[問合せ先]

NEDO 関西支部:TEL. 06-4306-5021

環境省:TEL. 03-3581-3351

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課:TEL. 03-3501-4031

(中)都市ガス振興センター:TEL. 03-3502-5590

(財)ヒートポンプ蓄熱センター:TEL. 03-5643-2401

日本石油連盟:TEL. 03-3279-3816

(2) 交通の省エネルギーに関する支援

名称	対象	概要	支援者
クリーンエネルギー自動車等導入促進補助事業	民間事業者等	クリーンエネルギー自動車を導入する者や、主に自家用としてクリーンエネルギー自動車用の燃料供給設備、充電設備の設置を行う者に、導入設備の一部を補助。 ・自動車:通常車両との価格差の1/2以内 ・供給設備:1/2以内	NEDO (電動車両普及センター) (都市ガス振興センター)
自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業	民間団体等	アイドリングストップ自動車等の導入を行うものに対して、アイドリングストップ装置を搭載した自動車と、搭載していない自動車との価格差の1/2以内を補助。	経済産業省
地方公共団体率先対策補助事業(次世代技術普及事業) (再掲)	地方公共団体	燃料電池自動車、ジメチルエーテル自動車、水素自動車、燃料電池コージェネレーションシステムを率先して導入する自治体に対し補助。 1/2	環境省
地方公共団体率先対策補助事業(低公害(代エネ・省エネ)普及事業)	地方公共団体	計画的に営業用バス等に低公害車の導入を促進する地方公共団体に対する補助。 1/2	環境省
自動車使用合理化推進事業	運送事業者等	運送事業者等が、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスを導入するに際し、車両購入費について補助。 通常車両価格との差額の1/2	環境省
省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業	省エネルギー型LPガス自動車を新車で所有しようとするもの	ディーゼル車またはLPG車を廃止し、省エネルギー型LPガス自動車に転換する場合に補助。 既存燃料車との差額の1/2 20万円または25万円上限	(社)日本LPガス協会

[問合せ先]

NEDO 関西支部:TEL. 06-4306-5021
(中)電動車両普及センター:TEL. 03-3503-3782
(中)都市ガス振興センター:TEL. 03-3502-5590
環境省:TEL. 03-3581-3351
経済産業省:TEL. 03-3501-1511
日本LPガス団体協議会:TEL. 03-5511-1411
日本LPガス協会:TEL. 03-3503-5741

(3) 環境教育等に関する支援

名称	対象	概要	支援者
エコスクールパイロット・モデル事業	公立学校	公立学校の新增築、改築、大規模改造について、新エネルギー導入、木材利用、建物緑化、中水利用等の整備を行う。 ・エコスクールの整備:1/2~1/3 ・地球温暖化対策:1/2 ・新エネルギー導入:1/2以内 ・地域材の導入:1/2	文部科学省 農林水産省 経済産業省 環境省
学校エコ改修と環境教育事業(エコフロー事業) [エコスクールパイロット・モデル事業の一部]	公立学校	公立学校の省エネ改修、代エネ機器導入等を効果的に組み合わせた施設の整備と環境教育の実施に対する補助 1/2 年間600万円以上1億円程度まで 3年間	環境省

名称	対象	概要	支援者
地方公共団体率先対策補助事業(都道府県センター普及啓発・広報事業)	都道府県地球温暖化対策防止活動推進センター	地域住民等への、シンポジウム・セミナーの開催等を通じた普及啓発・広報事業に対する補助。 定額(上限500万円)	環境省
出前出張サービス	各種団体、グループ	地域の要望に応じ、四国経済産業局職員が現地に出向き、特定テーマ(エネルギー事情、省エネルギー、新エネルギー等)の説明を行う。	四国経済産業局
家庭の省エネ講座	市民等	家庭における省エネルギーの普及啓発のため「家庭における省エネ講座」を実施。	(財)省エネルギーセンター
省エネルギー普及指導員	学校、市民等	省エネルギーセンターが養成した省エネルギー普及指導員を講演会の講師やイベント実施等の省エネルギー普及活動に派遣。	(財)省エネルギーセンター
エネルギー・コミュニケーター派遣制度	学校、社会教育施設、NPO、その他教育関係機関等	エネルギーに関する知識・経験を持つ専門家(エネルギー・コミュニケーター)の派遣を通じて、学校や社会教育施設、地域社会、NPO等におけるエネルギー問題や地球環境問題などに関する学習活動を実践的に支援。	(財)社会経済生産性本部・エネルギー環境教育情報センター (経済産業省資源エネルギー庁)
愛媛県環境マイスター制度	県内の学校、地球環境活動グループ、自治・町内会、事業者団体等	民間団体が開催する環境保全に関する学習会や講演会などへ、専門家を県が派遣。	愛媛県体験型環境学習センター (愛媛県環境政策課)
エネルギー講座	学校、市民等	学校等への講師の派遣、実験など。	四国電力(株)
環境教育リーダー研修	教職員、環境教育に関心のある市民等	環境教育・環境学習を推進する人材育成のため、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を実施。	環境省 文部科学省
環境カウンセラー登録制度	事業者、市民、市民団体等	環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基き市民やNGO、事業者等の環境保全活動に対する助言など(環境カウンセリング)を行う人材を「環境カウンセラー」として登録し、紹介。	環境省

[問合せ先]

文部科学省 初等中等教育局教育課程課:TEL. 03-5253-4111

環境省 総合環境政策局環境教育推進室:TEL. 03-5521-8231

経済産業省:TEL. 03-3501-1511

農林水産省:TEL. 03-3502-8111

四国経済産業局:TEL. 087-811-8505

(財)省エネルギーセンター四国支部:TEL. 087-826-0550

(財)社会経済生産性本部・エネルギー環境教育情報センター:TEL. 03-3593-0936

愛媛県体験型環境学習センター:TEL. 089-963-4811

四国電力(株)宇和島支店:TEL. 0895-22-4733